

ごみ搬入量の推移はどうなっているの？

単位:トン

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
青 梅 市	31,024.47	31,335.18	30,654.35
福 生 市	12,540.77	12,542.74	12,402.52
羽 村 市	11,918.32	12,098.26	12,155.19
瑞 穂 町	8,125.63	8,296.15	8,311.07
構成市町計	63,609.19	64,272.33	63,523.13
構成市町外	2,236.44	0.00	1,427.32
合 計	65,845.63	64,272.33	64,950.45

ごみ焼却処理に伴う排出ガスの測定結果の状況は？

- **排出ガス測定結果** 下の表は、平成 25 年 2 月から 9 月までの排ガス測定の結果です。すべての項目において、法規制値ならびに公害防止協定値を下回っています。

項 目	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキシン類
単 位	ppm	ppm	g/m ³ (N)	ppm	mg/m ³ (N)	ng-TEQ/m ³ (N)
法規制値	(約440)	250	0.08	430	—	1
公害防止協定規制値	30	50	0.02	25	—	0.5
公害防止協定目標値	10	40	0.01	10	0.05	0.1
1号炉	H25. 3. 6	<1	16	< 0.001	9	< 0.005
	H25. 7. 17	<1	21	< 0.001	6	0.005
	H25. 8. 6	<1	24	< 0.001	6	—
2号炉	H25. 2. 28	<1	16	< 0.001	9	—
	H25. 5. 24	<1	19	0.001	8	0.008
	H25. 6. 19	<1	10	0.001	6	—
3号炉	H25. 6. 28	—	—	—	—	0.0083
	H25. 3. 28	<1	33	< 0.001	8	—
	H25. 5. 8	<1	26	0.003	7	0.013
	H25. 8. 23	<1	10	0.002	4	—
	H25. 9. 11	<1	34	< 0.001	7	—

※ 赤字は、災害廃棄物焼却時の測定結果です。

■ 大気環境中のダイオキシン類測定結果 単位:pg-TEQ/m³

採取場所	採取日	H23. 6. 15~ H23. 6. 16	H24. 6. 18~ H24. 6. 19	H25. 6. 18~ H25. 6. 19
環境基準値		0.6		
羽村市立羽村第三中学校		0.026	0.026	0.031
羽村市立松林小学校		0.020	0.031	0.045
羽村市立あさひ公園		0.021	0.026	0.028
瑞穂町立瑞穂第四小学校		0.021	0.030	0.031
瑞穂町富士見公園		0.029	0.032	0.031

※ 赤字は、災害廃棄物焼却時の測定結果です。

公害防止協定に基づき、ごみ焼却に伴う排出ガスの測定結果などを公開します！

平成 24 年度の構成市町から搬入された燃やせるごみの量は、63,523.13 トンで、前年度と比べ 749.20 トン、1.2%減少しています。

全体量としては、前年度と比べ 678.12 トン、1.1%増加しており、これは、被災地のより早い復旧・復興に支援協力するため、平成 24 年度に宮城県女川町の災害廃棄物（1,427.32 トン）を受入れたことによるものです。また、平成 22 年度は、多摩川衛生組合（構成市：稲城市・狛江市・府中市・国立市）の施設故障に伴い、2,236.44 トンのごみを受入れました。

西多摩衛生組合

2013年 11月発行
No.16



公害防止協定に基づく広域支援説明会のお知らせ

西多摩衛生組合は、平成 25 年 11 月 15 日付けにて、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、小金井市より可燃ごみ処理の広域支援要請を受託しました。

当組合では、平成 19・20 年度に、小金井市の可燃ごみの一部を同実施協定に基づき受入れた経緯があります。その後、小金井市では現在に至るまで、可燃ごみの全量を多摩地域の施設に支援要請し処理委託してきました。しかし、平成 25 年度については、一部の可燃ごみの受入れ先がいまだ決まっていない状況であることから、小金井市より当組合に対し、可燃ごみ処理の支援要請がありました。このことから、平成 25 年 11 月 15 日開催の西多摩衛生組合正副管理者会議において、構成市町および羽村・瑞穂両協議会の広域支援に対する意見集約の内容および環境センターの技術的対応を総合的に協議した結果、相互扶助の観点から、支援受託することを機関決定しました。

現在、西多摩衛生組合では、小金井市からの広域支援要請に伴い、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会ならびに瑞穂町環境問題連絡協議会に対して搬入措置対応についての話し合いを申し入れています。

つきましては、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会ならびに瑞穂町環境問題連絡協議会区域にお住まいの皆さまを対象に、公害防止協定に基づく説明会を開催しますのでお知らせします。

- 日 時 平成 25 年 12 月 7 日（土） 午前 10 時から
- 会 場 西多摩衛生組合環境センター 2 階大会議室
- 内 容 小金井市からの広域支援の要請について
- 対 象 下記の区域内にお住まいの方

《羽村九町内会自治会生活環境保全協議会区域》

《瑞穂町環境問題連絡協議会区域》

町内会・自治会名
双葉富士見町内会
双葉町松原町内会
神明台上町内会
神明台住宅自治会
都営神明台自治会
緑ヶ丘三丁目町内会
東台町内会
富士見平第一町内会
羽村団地自治会

町内会・自治会名
西三丁目町内会
松原町町内会
長岡町町内会
旭が丘自治会
さかえ町町内会
富士見町町内会
南平町内会

※ 上記区域外にお住まいの方は、説明会会場に入場できません。（1 階ロビーにて会場内説明を音声放送します。）

※ 説明会にお車でご来場の方は、西多摩衛生組合環境センターの駐車場をご利用ください。

編集・発行 西多摩衛生組合 2013 年 11 月発行【No.16】

アクセス図

（構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）

■ 西多摩衛生組合環境センター

住所：〒 205-0012 東京都羽村市羽 4 2 3 5
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426

■ フレッシュランド西多摩

住所：〒 205-0012 東京都羽村市羽 4 2 2 5
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288



西多摩衛生組合
ホームページ

<http://www.nishiei.or.jp>

西多摩衛生組合の対応経過

① 平成 25 年 10 月 8 日

西多摩衛生組合構成市町清掃担当部長会議において、小金井市環境部長より広域支援の打診および共同処理に向けての情報提供を受ける。

② 平成 25 年 10 月 15 日

西多摩衛生組合構成市町において、小金井市よりごみ処理広域支援要請がなされた場合は、広域支援の趣旨を尊重し、支援受託に向けて前向きに調整していくことで意見集約された。

③ 平成 25 年 10 月 24・25 日

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会総務会（24 日）、瑞穂町環境問題連絡協議会代表理事会（25 日）へ、小金井市の広域支援の打診状況等について情報提供を行うとともに、今後の対応等について意見集約をお願いする。

④ 平成 25 年 11 月 7 日

西多摩衛生組合幹事会にて、小金井市の広域支援のごみ処理状況および可燃ごみ共同処理について、情報を整理するとともに、今後の対応について意見集約をする。

⑤ 平成 25 年 11 月 7 日・14 日

瑞穂町環境問題連絡協議会役員（7 日）、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会役員（14 日）へ、小金井市の広域支援の打診状況等について情報提供を行うとともに、今後の対応等について意見集約をお願いする。

⑥ 平成 25 年 11 月 15 日

小金井市より広域支援の要請があったことから、西多摩衛生組合正副管理者会議において、構成市町および地元協議会の意見集約の内容や技術的対応を総合的に協議した結果、相互扶助の観点から、支援受託することを機関決定する。

⑦ 平成 25 年 11 月 18 日

小金井市からの広域支援要請の受託に伴い、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会ならびに瑞穂町環境問題連絡協議会へ、搬入措置対応についての話し合いを申し入れる。

⑧ 平成 25 年 11 月 27 日

西多摩衛生組合協議会議員全員協議会において、小金井市の広域支援要請および受託経過等について報告する。

1 広域支援に伴う事務手続きについて

① 公害防止協定

西多摩衛生組合の公害防止協定第1条第3号（抜粋）

工場に搬入するごみは、西多摩衛生組合を構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の行政区域内から排出される可燃ごみ及び、西多摩衛生組合が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会に連絡し、対処する。

見 解

公害防止協定第1条第3号の運用に係る見解（平成10年10月1日 西衛発第106号 西多摩衛生組合→羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会へ通知）

- 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第2条第1号については、他の焼却施設の火災等、予測できない状況下での搬入依頼であることから西多摩衛生組合としては、情報収集を行い可能な限り、速やかに羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会へ報告する。
なお、この場合、緊急事態ということから報告について搬入措置以後となることもあるが、必要により協議会との話し合いのうえ、その後の措置を講じて参りたい。
- 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第2条第2号については、予め計画された上での搬入依頼であることから、事前に羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会に報告し、必要により羽村九町内会自治会生活環境保全協議会・瑞穂町環境問題連絡協議会との話し合いを行い、搬入措置を講ずることとしたしたい。

② 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱（平成22年1月29日改正）

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条（抜粋）

- （協力の必要な事態）
- 第16条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。ただし、原則として年末年始・休日を除く。
- 緊急事態・不慮の事故等による突発的な施設停止、または処理能力が著しく低下した場合をいう。
 - 事前予測可能事態・施設の定期点検整備または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいう。
 - 前号に規定する、新設であらかじめ計画された事態とは、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、ごみ処理施設の建設計画が市町村等において、決定されている場合をいう。

第16条に該当するか疑義が生じた場合

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第22条（抜粋）

- （疑義が生じた場合）
- 第22条 本要綱に定めのないこと又は定められたことに疑義が生じた場合は、ブロック会及びブロック協議会で協議するものとする。
- 前項の規定により協議した結果、第16条に規定のない事態が発生した場合の支援にあっては、東京都市町村清掃協議会並びに三多摩清掃施設協議会を開き、支援の必要性を認定したのち、支援可能な市町村長等の同意をもって、暫定的な支援を行うことができる。
 - 前項の暫定的な支援とは、相互扶助の観点から「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」の枠組みを越え、緊急避難的に可能な限り支援を行うことをいう。
 - 第2項の支援を行うごみ処理委託業務に係る費用は、当事者間で協議のうえ決定するものとする。

合 同 会 議 開 催

要綱第22条第2項に基づき、東京都市町村清掃協議会、三多摩清掃施設協議会合同会議を開催（平成22年度分～平成25年度分）

＜会議結果＞

- 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条に規定のない事態であるが、同要綱第22条により多摩地域全体で支援の必要性があるという認識を共有した。

【共通認識】

- 「三多摩はひとつなり」の基本理念に基づき、東京たま広域資源循環組合で焼却灰等の最終処分を行っていること
- 相互扶助の観点から小金井市の支援が必要であること

直 接 交 渉

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第22条第4項に基づき、支援要請団体（小金井市）と直接交渉を行う。

用 語 解 説

公害防止協定とは？

環境センター（ごみ処理施設）の公害防止について、最善の措置を講じ、周辺住民の健康を守り、快適な生活環境の保全を図ることを本旨として、羽村・瑞穂両協議会と締結している協定です。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定および同実施要綱とは？

多摩地域の30市町村および7団体の一部事務組合では、予測できない緊急事態や、あらかじめ計画された更新・新設等により、相互支援協力の必要な事態が発生した場合に備え、『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定』を締結しています。これは、『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱』に基づき、ごみ処理の相互支援を発効するための協定です。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書 第2条（抜粋）

（適用範囲）

第2条 本協定の適用範囲は、次のとおりとする。

- 市町村等のごみ処理施設等が、予測できない緊急事態に陥り、適正なごみ処理に支障が生じた場合
- 市町村等のごみ処理施設等が、予め計画された定期点検、改修、更新・新設のため、その運転を停止し適正なごみ処理に支障が生じる見込みの場合

ブロック会およびブロック協議会とは？

『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱』では、ごみ処理の相互支援協力の必要な事態が発生した場合、広域的な支援処理が円滑に実施できる体制を確保するため、多摩地域を3つのブロック会に分けており、ブロック会間の支援調整を行う組織としてブロック会の代表達で構成するブロック協議会を設置しています。

東京都市町村清掃協議会とは？

東京都市町村の清掃担当による組織です。

三多摩清掃施設協議会とは？

清掃施設を持つ東京都市町村および一部事務組合による組織です。

2 小金井市からの広域支援要請内容

＜要請された内容＞

- 平成25年度広域支援要請量 2,000トン
- 平成25年度広域支援要請期間 平成25年12月下旬から平成26年3月末まで

■ 平成25年度の広域支援状況等

（単位：トン）

支 援 先	処理委託期間	支 援 量 (搬入制限)	10月31日までの 搬入量(実績)	備 考（構成市等）
多摩川衛生組合	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	8,000	6,235	構成市：稲城市・狛江市・府中市・国立市
昭 島 市	平成25年7月1日～ 平成26年3月31日	1,800	987	
国 分 寺 市	平成25年12月1日～ 平成26年3月31日	1,200	0	
合 計 ①		11,000	7,222	
平成25年度家庭系可燃ごみ発生見込み量 ②		13,000		
差し引き残量 ③ = ② - ①		2,000		



多摩川衛生組合



昭島市



国分寺市

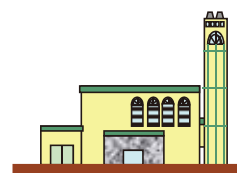
3 西多摩衛生組合の搬入措置対応

＜西多摩衛生組合の基本姿勢＞

- 西多摩衛生組合構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の可燃ごみ処理を最優先とし、日常のごみ処理に支障を来すことのない範囲で広域支援が可能であること。
- 西多摩衛生組合の公害防止協定等を順守すること。
- 施設の維持管理上において影響が生じないこと。

■ 平成25年12月～平成26年3月 当初および広域支援受託後比較

	当初計画	支援受託後	増 減
ごみ搬入量(トン)	14,216	16,216	+2,000
構成市町(トン)	14,216	14,216	±0
広域支援(トン)	0	2,000	+2,000
総日数	121	121	±0
1炉稼働日数(日)	73	59	-14
2炉稼働日数(日)	27	41	+14
全炉停止日数(日)	21	21	±0
運転炉数(炉)	127	141	+14



西多摩衛生組合

＜措置対応の内容について＞

- ごみ搬入量は、支援受託に伴い 2,000トン増加 します。
- 小金井市のごみ搬入日数は期間中 延べ44日間 で、原則、火・水・金・土曜日の週4日間 となります。
- 搬入車両については、2または3トン車を使用 し、支援期間中に延べ1,131台 を予定しています。
※ 1日平均26台、最大40台を予定。
- 搬入時間は、8:30から概ね16:00まで とします。
- 搬入経路は、新青梅街道または国道16号（瑞穂町経由）⇄ 西多摩衛生組合 を予定しています。
- 支援分の可燃ごみ（2,000トン）については、4カ月間で14日間、2炉稼働日を増加 させることにより、適正な維持管理が図れるものと判断しています。